

電子計算機「結合」の原則禁止（政令市比較）

都市名 (当初条例・施行年月) <当該部分の改正条例施行年月>	原則禁止規定 (「～してはならない」旨の規定)		審議会での審議状況、又は条例改正状況	
	例外規定の例示 (原則禁止が解除されるケース)			
神戸市 (H10.4月)	有 (条例第12条)	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 法令等に規定があるとき 	審議中	
札幌市 (H8.4月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 法令等に規定があるとき 	中間答申 (H16.6月)	現行条例維持
仙台市 (H9.10月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 法令等に規定があるとき 	中間答申 (H16.6月)	現行条例維持
千葉市 (H8.4月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 	審議中	
さいたま市 (H13.5月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 法令等に規定があるとき 	審議中	
横浜市 (H12.7月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 法令等に規定があるとき 法令上従う義務のある国等の指示があるとき 	中間答申 (H16.8月)	現行条例維持
川崎市 (S61.1月)	原則禁止規定はなく、審議会の事前承認が必要	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 	答申 (H16.4月)	法令等に規定があるときに審議会の事前承認を不要とする。
名古屋市 (H8.10月) <改正条例H15.8月施行>	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 	第1次答申(H15.4月) に基づき条例改正済	電子計算機の結合を行うときには、不正アクセス行為を防止するための保護対策、緊急時における結合の停止等の保護対策を講じる旨を規定
京都市 (H6.4月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 出版、報道等により公にされた個人情報の場合 	中間答申 (H16.6月)	現行条例維持
大阪市 (H7.10月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき <p>1</p>	中間答申 (H16.5月)	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 除外規定を検討することが適当。ただし、適用除外の具体的内容については、外部侵入による影響の重大さに配慮し、「電子計算機処理の制限」〔個人情報の種類や性質（例えば、公にされている個人情報、法令に定めのある場合等）数量等〕等よりも厳格にすべきである。 災害時、緊急時には事後報告を可とし、事前承認を不要とする。
広島市 (H8.10月) (改正条例H16.4月施行) 条例改正を行なったが、当該部分の改正なし	無	-	答申 (H16.1月)	現行条例維持
北九州市 (H4.10月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合 	審議中	
福岡市 (H3.9月)	有	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の事前承認を得たとき 	審議中	